

平成 30 年 1 月 15 日 開会

平成 30 年 1 月 15 日 閉会

(臨時第 1 回)

# 日吉津村議会議録

日吉津村議会

日吉津村告示第1号

平成30年第1回日吉津村議会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年1月5日

日吉津村長 石 操

1. 日 時 平成30年1月15日 午後2時00分
  2. 場 所 日吉津村議会議場
- 

**○開会日に応招した議員**

河 中 博 子	松 本 二三子
加 藤 修	三 島 尋 子
江 田 加 代	橋 井 満 義
松 田 悦 郎	山 路 有

---

**○応招しなかった議員**

井 藤 稔

---

---

## 第1回 日吉津村議会臨時会会議録（第1日）

平成30年1月15日(月曜日)

---

### 議事日程（第1号）

平成30年1月15日 午後2時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第1号 日吉津村国民健康保険事業運営基金の設置管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第2号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第6回）について
- 日程第 5 議案第3号 財産の取得について
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第1号 日吉津村国民健康保険事業運営基金の設置管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第2号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第6回）について
- 日程第 5 議案第3号 財産の取得について
- 

### 出席議員（8名）

1番 河 中 博 子	3番 松 本 二三子
4番 加 藤 修	5番 三 島 尋 子
6番 江 田 加 代	7番 橋 井 満 義
9番 松 田 悦 郎	10番 山 路 有

---

欠席議員 8番 井 藤 稔

---

### 欠 員（1名）

---

### 事務局出席職員職氏名

局 長                    高 森   彰                    書 記                    森 下   瞳

---

### 説明のため出席した者の職氏名

村長 ----- 石            操                    総務課長 ----- 高 田 直 人  
住民課長 ----- 清 水 香代子                    福祉保健課長 ----- 小 原 義 人  
建設産業課長 ----- 益 田 英 則                    教育長 ----- 井 田 博 之  
教育課長 ----- 松 尾 達 志                    会計管理者 ----- 前 田        昇

---

### 午後 2 時 00 分 開会

○議長（山路 有君） それではさっそく臨時会を開きます。

ただいまの出席議員数は 8 名であります。定足数に達しておりますので、平成 30 年第 1 回日吉津村議会臨時会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（山路 有君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、3 番、松本二三子議員、4 番、加藤修議員を指名いたします。

---

### 日程第 2 会期の決定

○議長（山路 有君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会委員長より答申のあったとおり本日一日限りしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日一日限りと決定をいたしました。

---

### 日程第3 議案第1号

○議長（山路 有君） 日程第3、議案第1号日吉津村国民健康保険事業運営基金の設置管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてを議題としたいと思います。

提案者から提案理由の説明を求めます。

はい、村長。

○村長（石 操君） ただいま議題となりました議案第1号であります。これは日吉津村国民健康保険事業運営基金の設置管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についての提案概要であります。

国民健康保険の運営につきましては、来年度から県一本化となり県に対して納付金を納めるということになりますけれども、先般12月議会において、納付金が不足する場合の補てん分として5,000万円の基金積立を議決いただいたところであります。今後補てんが必要となった場合には、この条例に基づき基金を処分して補てんすることとなりますので、この基金の処分に関する条文がなかったということでもありますので、この処分に関する条項を追加をさせていただくものでありますので、よろしく願いをして、以上が議案第1号の提案概要の説明とさせていただきます。

○議長（山路 有） 提案説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑の前に確認をしておきます。質疑は同一議題につき、同一議員3回までということを確認しておきたいと思います。

それでは質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第4 議案第2号

**○議長（山路 有君）** 日程第 4、議案第 2 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 6 回）についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

石村長。

**○村長（石 操君）** ただいま議題となりました議案第 2 号は、平成 29 年度の鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 6 回）についてでございますので、その提案理由について申し上げます。

歳入歳出それぞれ 19 万 7,000 円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25 億 4,722 万 1,000 円とするものです。予算書の 4 ページをご覧くださいますと、はじめに歳出について申し上げます。第 5 款の農林水産業費第 1 項の農業費、第 3 目の農業振興費で 19 万 7,000 円を計上いたしておりますけれどもこれが今回の補正であります。

平成 29 年の 9 月以降の台風の影響により、ブロッコリー等の病害発生を防止するとともに、生育を回復させるための緊急防除に要する経費を助成をするものであります。減収を防ぎ生産者の営農維持向上を図るものであります。すでに発生をしてその影響を出た病虫害発生に対する対策でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひますが、歳入につきましてもは県の第 4 項で農林水産業費補助金で、13 万 1,000 円を計上をしたところでありま。ブロッコリーの支援に関わる県の補助金ということで、13 万 1,000 円のその他不足部分は、財政調整基金の繰入金 6 万 6,000 円で調整をいたしておりますのでよろしくお願ひをして、以上が議案第 2 号の提案概要の説明とさせていただきますので、よろしくご審議ご承認を賜りますようお願いいたします。

**○議長（山路 有君）** 提案説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

はい、三島議員。

**○議員（5 番 三島 尋子君）** 5 番、三島です。この補助金を出してあげるということはいいことだと思いますが、日吉津村でブロッコリーに対してですね、そういう台風の中でどのような状況にあったかということ、ちょっと説明をしていただけませんかでしょうか。

**○議長（山路 有君）** 益田建設産業課長。

**○建設産業課長（益田 英則君）** 三島議員の質問にお答えいたします。日吉津村におきまして、ブロッコリーの作付の面積が対象となりますものが、875 アール作付をされておることございまして、それに対する殺菌剤でありますとか、液肥を撒かれた方について補助をさしていただくということございまして、9 月からの天候不良、主に 10 月に入ってから台風の影響がかなり大きかったというところございまして。

被害状況的には、昨年も同じような形で9月以降被害があったというところでございますが、昨年のこの事業については、被害割合に応じて補助金をお支払するというすがたでありましたけれども、今年度につきましては損害を防止するというところ、まあ未然に、今後の被害を拡大させないというところがこの事業の趣旨でございまして、具体的に日吉津村内でどの程度の被害割合のものが、どのくらい面積があったというようなところまで、詳細には把握はしておりませんが、ほぼまあ昨年くらいの被害状況はあったのかなと、水つかりがあつてまったく収穫ができなかったような圃場についてもあったというふうに考えております。

まあ、だいたい概要的なところは以上でございます。

**○議長（山路 有君）** よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

**○議長（山路 有君）** ほかにないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

**○議長（山路 有君）** 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

**○議長（山路 有君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議案第3号

**○議長（山路 有君）** 日程第5、議案第3号財産の取得についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

石村長。

**○村長（石 操君）** ただいま議案となりました議案第3号の財産の取得についてその提案理由を申し上げます。日吉津村土地開発公社が所有する用地については、土地開発公社の経営の健全化に関する計画に基づき、計画最終年度となります平成29年度にすべて処分する必要がございます。

このことを受けて処分予定の面積6793.86平米について、本村が財産として買い上げるものでございまして、本議会に提案を、お願いをするものであります。

以上が議案第3号の提案概要の説明とさせていただきますので、ご審議ご承認を賜りますようよろ

しくお願いを申し上げます。

**○議長（山路 有君）** 提案説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、三島議員。

**○議員（5番 三島 尋子君）** 5番三島です。先ほど説明はいただきましたが、この6793平米のものです。これは村が買い上げないと今話合いをしておるところには、直接には売買ができないということで、買い上げをするということなんでしょうか。財産の取得ということになってますので、一度行政に買い取ってから渡していくということになるということですね。

**○議長（山路 有君）** 石村長。

**○村長（石 操君）** あの、これはですね、第三者のお相手がおありなんですけれども、財政の健全、いわゆる土地開発公社の財政の健全化ということで、総務省からの指導といたしますか、指摘があったもので、これに基づいて計画の最終年度にあたりますので、公社が処分をし、村が取得をするということにしていますけれども、それは健全化計画に定めたものを執行していくというものでありますので、第三者とのやり取りが今成立すれば、それはそういうことをせずにできるわけですけれども、予定ではわが村はそういうことで予算を、29年度は公社の健全化のためにそこはなくしていくということにしていますので、その計画に従ってやるということでありまして。

三島議員のご質問の第三者と今契約が成立すれば、それは直接公社と第三者との民間人との契約は、可能だというふうに考えています。

**○議長（山路 有君）** よろしいですか。ほかにありませんか。

橋井議員。

**○議員（7番 橋井 満義君）** 7番、橋井です。この件について確認も含めて質問させていただきたいなと思います。きょうは説明資料でいただいております。これの②番なんですけれども、これは面積と簿価の一覧表が出ております。この表で面積が6793.86、簿価として3億3,161万318円ということで、これは平米あたり頭悪いですから、平米当たり何ぼで、平均、平均というよりこれ割り算、ちょっと電卓、わたしの桁がそんなに多く入りませんでしたので、まず、ちょっと確認の意味でこれ平米単価、まあこれ3.3倍すれば坪単価出てきますので、まず、その確認。

それからもう一点は、村長の方からもありましたけれども、これを本年度平成30年に完了したいということでありまして、まあこれ確実にできるという、今現在、補償はあっていないようなものですが、これはひとつは努力目標としてとらえた方向として考えていけばいいのかなというふうに思うんですが、その辺の確実性というよりも、これはまあ確実に履行していきたいというふうに捉え

るべきなのかなというふうに思いますので、その辺はいかがお考えなのかというところをちょっと説明願いたいと思います。

○議長（山路 有君） 村長。

○村長（石 操君） 質問の要旨をはっきり聞き取ることはできませんでしたが、財政の健全化に関する、いわゆる土地開発公社の経営の健全化に関する計画というのは、総務省と約束をした事項であります。その約束に従って総務省は、村が取得する場合には有利な地方債を発行するという条件付きでの計画になっていますので、この計画は 29 年度末をもって完了をさせるという約束の前提があるというふうに思っていますので、これはやっていくということであります。

それから民間の方との契約は、大詰めにきましたけれども、それこそここで全容を示してこれで合意解約ですというところには、まだ至っていませんので、なるべく早い機会にそういうことにしていきたいというふうに、努力をしていくということの二本立てでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。平米単価ということですので、総額で割りますと 4 万 8,810 円と、坪単価で言いますと 16 万 1,073 円ということであります。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7 番 橋井 満義君） 7 番、橋井です。わかりました。今の答弁の中にありましたように、平米単価 4 万 8,810 円、坪単価 16 万 1,000 円ほどですね、ということで単価確認をさせていただきました。

それと村長の方からの答弁では、まあ平成 29 年度の総務省との交渉というよりも、それはひとつの健全化計画の中に基づいて行うというとの確認をさせていただきました。確認事項としてはそれをさせていただいた上ですね、公社の解散という話が出でございましたけれども、この仮に今回の第三者、第三者というよりもまあ名前を出してもこの件については、あまり差しさわりはないと思いますけれども、このまあ当事者の方がおられてですね、これとの交渉が進んでいきますと、決済が終わってそれからこれが売買契約ですから、登記簿上はこれは所有権の移転がなされるということをもって初めてこれは契約といえますか、お互いの履行関係が成立をするというふうに解釈できるんではないかなというふうに思います。それが仮に終わったという段階からで、解散ということをそこで行われるお考えなのか、それでもまだ、その後の公社の残地って残ってませんでしたっけね。違いましたかね、まずその辺ですね。そうしますとこの今、今回の、現在の当事者間の云々が終わったにしても、

公社の部分がまだ残っているとわたしは、ああ、ないですか。ああ、じゃあわたしの勘違いかも知れません。

要するにタイミングのことがちょっと気になったものですから、たしかに今公社をずっと存置しておくのがいいのか、云々ということも議論がなされてるんで、その辺の一つの方向的な考え方を改めてお伺いをしておきたいなというふうに思います。以上です。

**○議長（山路 有君）** 石村長。

**○村長（石 操君）** 公社のあり方ということでは、言ってみれば平成の2年にバブルがはじけるまでは、それこそ土地開発公社が、いわゆる公共事業の土地を先行取得をするということで大きな役割を果たして来ました。しかし、そればかりではなかったということで、ある程度どういいまいしょうかね、今回のように長らく解決を引きずった問題もあったわけでありまして。で、そういうことから総務省は長らく土地開発公社が取得した土地が、当初の目的に供さずに塩漬けになっておる土地の整理を求めて、財政規模の一定割合以上の土地を持っておる公社については、整理を求めたということでもあります。

今回の、公社の経営の健全化に関する内容については、すべてをその公社の土地をなくすということで、基本的に公社が取得したりした土地は、村に帰属をさせるということでもあります。村にすべて帰属をさせて、その中で第三者との契約に供するものがほとんどだということでもありますので、公社の役割としてはそういう大事な時期もありましたけれども、これから土地を先行取得していく必要があるのか、何年も土地を公社が取得して持つておく可能性というのがあるのかということでも考えた時には、なかなかそういうことにはならんのであろうということでも考えた時には、やっぱり精算というひとつの手段もあるということで、まあ、となりの市の開発公社は、公社を流通団地の土地も整理が付くというやなことで、解散の意向も新聞で報道されたところでもありますので、それはやっぱり全国の傾向かなあという気がしておるところでもありますので、我が村もどちらかと言えば公社を存続させるのではなく、整理をする方向で検討した方がいいのではないかとということでも今は考えています。以上です。

**○議長（山路 有君）** 橋井議員。

**○議員（7番 橋井 満義君）** 7番、橋井です。最後になりましたので、あまりくどくどとはいけませんので、方向的にはわかりました。それで今の、最後の公社のその解散のタイミングのことについてなんですけれども、まあ周辺の市部なり云々というところの動向というものもわかったわけでありまして。確かに塩漬けの土地で、長いことずっと持つておるということに対する、やはり早期精算ということも促された結果であると思いますけれども、たとえば来年度中に、新たな事業計画を行ってですね、

何かをしようと思った時にはですね、この公社の役割というのはそんなにばかなものでもないというふうには思うんですが、そうなりますと今後はそういう事業展開で、土地取得の云々ということになった場合には、直接村が土地買収からしてかかるという方向で捉えていかれるのかなというふうには思うんですが、今後のその辺の公社の存続と今後の土地取得に対する方向付けというのはいかがお考えでしょうか。

**○議長（山路 有君）** 石村長。

**○村長（石 操君）** 公社の先行取得するという利点のひとつに、租税特別措置法の特例を受けられると、控除を受けられるということが譲渡所得者に、いわゆる分けていただく土地所有者の方の特典がありましたけれども、それは先行取得ということでの話でございますので、それはそれでひとつの評価は利点はありましたが、じゃあこれから村がどこかの公共事業で取得をするということになりますと、道路事業においては事前に、これは土地道路事業そのものが土地収用法の適用を受けますので、道路の計画を立てた段階で、税務署に協議すれば何年かかろうとも収容の適用になるということになります。

ただ、一人の人が何年度にもまたがって収容の適用を受けることはできませんが、土地収用法の適用を受けられるということでもあります。道路などは特に時間がかかるという、その延長を抱えるものとすと時間がかかりますので、そういう方法も先行取得ではなしに事業直接でできるというふうには思っております。それからたとえばスポット的に、その位置になにをとということになった時には、それはいわゆる公共取得ということで事業の目的によって、租税特別措置法の基本的には公共事業ですので、特別控除を受けられるというふうには思っておりますけれども、それでの事業でその対応をしていけば土地の取得については、公社が先行取得するということではなしに、村が事業計画を立てて直売でやってもそんなにそんなに土地の取得に対して、滞りようなことは出ないだろうというふうには思っておりますし、公社で長らく持ち続けて塩漬けにしておく、利息が上乘せになることが今回の総務省の指摘事項でありますので、それはやっぱり避けて短い年度で事業を完結させていくというのが、自治体としてのこれからやり方かなあというふうには考えております。以上です。

**○議長（山路 有君）** ほかにありませんか。

はい、三島議員。

**○議員（5番 三島 尋子君）** 説明資料を見ますと、最後に売買が終わった後に、借入金額と売買との差額が約7,000万あるということが記されておりますけれども、これの使い道っていいですかね。ただ、ぼおんとか差引残ったから執行部の方に入れていく、ただ入れていくのかそれとも今まで何十年かの一般財源を使って、利子補給とかいろんなことをしていますので、そのお金を何かいいかた

ちで使う方法を考えておられるのか、どうなのかその点はどうなんでしょうかお聞きしたいと思えます。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） ありがとうございます。なかなかそこにまで考えが及びませんでした。あのいわゆるその、どちらかといえば利益剰余金を残して解散するという形になると思っております。相手方がなくなりますので、その7,000万をどう使うのかということだと、解散をしてしまえば必然的に帰属は行政に移っていくということになりますが、それは最終のことで、じゃあ公社として何ができるのかということでありまして、土地開発公社の事業の目的はいつてみれば制限があると、どちらかといえば用地の先行取得が大きな目的の事業でしたので、それによって租税特別措置法の優遇を受けるという内容でございましたので、じゃあ新たにまた土地を買っちゃいてということにはなかなかかなりづらいと、その事業目的が、公社の事業目的が制限的、限定的でありますので、そこはむしろさしがあるかなあというふうに思いますけれども、そういう意見をいただきましたので改めて使い道があるのかなあということも、やっぱり検討が必要かなあというふうに思ったところです。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） ほかにないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（山路 有君） 以上で本臨時会に付議されました議案はすべて議了いたしました。

これをもって会議を閉じ、平成30年第1回日吉津村議会臨時会を閉会いたします。

午後 2時32分 閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員